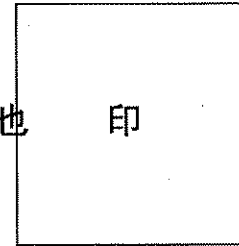


総 郵 企 第 9 号
平成20年2月1日

郵政行政審議会
会長 森下 洋一 殿

総務大臣 増田 寛也 印



諮 問 書

総務大臣諮問第303号

日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文から、郵政民営化
法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第1
02号）附則第35条の規定に基づき、別添のとおり、平成19年12
月26日付け経理19-109で日本郵政公社の平成19年度の財務
諸表の承認申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、適当であると認
められるので承認することといたしたい。

上記のことについて諮問する。

審査の結果

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「法」という。）附則第35条の規定に基づき、日本郵政株式会社から提出のあった日本郵政公社の財務諸表等については、次のとおり旧日本郵政公社法（平成14年法律第97号。以下「旧法」という。）及び旧日本郵政公社法施行規則（平成14年総務省令第4号。以下「旧規則」という。）の規定に適合しており、旧法第30条第1項の承認をすることが適当である。

関係条文	審査結果
財務諸表を作成し、事業年度の終了後三月以内に提出しなければならない。（旧法第30条第1項）	適 事業年度の終了後（19年9月30日）三月以内の12月26日に財務諸表が提出されている。
財務諸表（貸借対照表、損益計算書その他の省令で定める書類に限る。）においては、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分ごとの内訳を明らかにしなければならない。（旧法第30条第2項）	適 貸借対照表、損益計算書その他の省令で定める書類（キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）において、各業務区分ごとの内訳が明らかにされている。
財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書（※）を添えなければならない。（旧法第30条第3項） ※ 事業報告書の記載事項は旧法第30条第4項に列挙	適 財務諸表に平成19年度の事業報告書を添えて提出されており、また、事業報告書においては法令に定められた記載事項がすべて記載されている。
財務諸表を提出するときは、財務諸表及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。（旧法第30条第3項）	適 財務諸表及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）に関する会計監査人の意見が付されている。 注)
公社は、旧規則別表第1及び別表第2の様式により財務諸表及び事業報告書を作成しなければならない。（旧規則第15条及び第17条第2項）	適 財務諸表及び事業報告書は、旧規則別表第1及び別表第2の様式に従って作成されている。

注) 旧法第30条第3項の監事の意見については、法附則第35条の規定により除かれている。

(別表：事業報告書の記載事項)

事業報告書の記載事項の概要	根拠	記載場所
業務の実施状況	旧法§30IV一	II 1、2
郵便局の設置、移転及び廃止の状況	旧法§30IV二	III
常時勤務に服することを要する職員の数	旧法§30IV三	I 6
郵便貯金資金の運用の実績	旧法§30IV四	IV 1
簡易生命保険資金の運用の実績	旧法§30IV五	IV 2
その他	旧法§30IV六	—
公社の概要（業務内容、主たる事務所等の所在地、資本金額等）	旧規則§17I一	I 1~4、7~9
過去3事業年度以上の業務の実施状況	旧規則§17I二	II 1
資金調達状況及び設備投資の状況（当該事業年度及び過去3事業年度以上）	旧規則§17I三	II 3、4
当該事業年度の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴	旧規則§17I四	I 5
子会社及び関連会社並びに関連公益法人の状況を示すために必要かつ適切なもの（系統図、名称、住所、事業内容等）	旧規則§17I五	V 1
公社並びにその子会社及び関連会社から成る集団の財産・損益の状況を示すために必要かつ適切なもの（連結貸借対照表、連結損益計算書等）	旧規則§17I六	V 2
公社の会計監査人に公社及びその子会社が支払うべき財産上の利益の額（公社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額等）	旧規則§17I七	VI
当該事業年度終了後に生じた公社の状況に関する重要な事実	旧規則§17I八	VII
公社が対処すべき課題	旧規則§17I九	VIII